

一般事業主行動計画

山形県社会福祉事業団

すべての職員が、仕事と子育てを両立し、家庭生活を充実させながら、その能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる雇用環境の整備を図るため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成24年4月1日～平成27年3月31日までの3年間

2 内容

【育児をしていない職員も含めた取り組みに関する事項】

目標1 夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のための休暇（以下「夏季休暇」という。）のより一層の取得促進をめざす。

<対策>

- 計画的に取得できるよう、取得開始可能期間の始めに周知する等、夏季休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

目標2 家族と共に過ごす時間を持つため、ノー残業デーを月に2回程度設定し、更なる徹底を図る。

<対策>

- 月1回程度設定していたノー残業デーの設定日を増やし、職場全体で意識を高め、確実な実施に努める。

【育児をしている職員を対象とする取り組みに関する事項】

目標3 男性の育児休業取得について、継続して取得の促進に努める。

<対策>

- 男性職員の育児休業取得については、前回の計画期間内に1人以上取得という目標達成をしているが、引き続き周知・啓蒙する。